

岐阜県公報

目次

公 示

平成二十六年岐阜県公立学校教員採用選考試験の実施

(教職員課)

ページ
一

号外(二) 平成二十五年 五月七日

公 示

平成二十六年岐阜県公立学校教員採用選考試験の実施

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十一条の規定により、平成二十六年に採用する岐阜県公立学校教員の採用選考試験を次のとおり実施します。

平成二十五年五月七日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

一 目的

この採用選考試験は、岐阜県公立学校教員を採用するためにを行います。

二 志願資格

次の各号の全てに該当する者に限ります。

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号に掲げる欠格条項のいずれにも該当しない者

- 2 必要とする教員免許状を所持する者又は平成二十六年三月三十一日までに取得する見込みである者

- 3 昭和四十三年四月二日以降に生まれた者

三 志願区分、志願種別、志願教科(科目)及び必要とする教員免許状

1	志願区分	志願種別	志願教科(科目)	必要とする教員免許状	採用予定数
	小学校教諭			小学校教諭の普通免許状	約二百七十人

3	2														
特別支援学	情報特別	英語特別	特別 スポーツ	障がい者 特別	論 高等学校教諭	特別	スポーツ	多文化共 生特別	障がい者 特別	中学校教諭	科 算数・理	教室	通級指導 学級・ 特別支援	生特別	多文化共 生特別
情報	英語	保健体育	工業(電気・電子系)、 工業(建築系)、商業	英語、家庭、福祉、農 業、工業(機械系)、 保健体育、音楽、美術、 理科(物理)、理科 (化学)、理科(生物)、 保健体育、音楽、美術	国語、地理歴史、数学、 理科(物理)、理科 (化学)、理科(生物)、 保健体育、音楽、美術、 理科(物理)、理科 (化学)、理科(生物)、 保健体育、音楽、美術	保健体育	語	体育、技術、家庭、英 語	国語、社会、数学、理 科、音楽、美術、保健 体育、技術、家庭、英 語	国語、社会、数学、理 科、音楽、美術、保健 体育、技術、家庭、英 語	小学校教諭の普通免許状及 び中学校教諭の数学、理科 のいずれかの教科の普通免 許状	イ 特別支援学校自立活動 教諭の普通免許状	ア 特別支援学校教諭の普 通免許状	小学校教諭の普通免許状及 び次のいずれかに該当する 免許状	小学校教諭の普通免許状及 び次のいずれかに該当する 免許状
次のいずれかに該当する普	上記の教科に対応する高等 学校教諭の普通免許状				約百三 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	
約六十	約百三 十人				約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	約百七 十人	
注 異なる志願種別との重複出願は、認めません。ただし、「小学校教諭 特別支援 学級・通級指導教室」又は「小学校教諭 算数・理科」へ出願した者が合格となら なかつた場合であっても、あらためて小学校教諭として合格する場合があります。 「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」には、任用の期限を付さない常勤講師を 含むものとします。 従来の養護学校教諭免許状は、特別支援学校教諭免許状の知的障害、肢体不自由 及び病弱の領域に相当します。また、従来の盲学校教諭免許状及び聾学校教諭免許 状は、それぞれ特別支援学校教諭免許状の視覚障害及び聴覚障害の領域に相当しま す。	5	栄養教諭	養護教諭	障がい者 特別	養護教諭の普通免許状	養護教諭	栄養教諭	栄養教諭の普通免許状	養護教諭の普通免許状	養護教諭の普通免許状	栄養教諭の普通免許状	栄養教諭の普通免許状	栄養教諭の普通免許状	栄養教諭の普通免許状	栄養教諭の普通免許状
約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十	約六十

四 任期付採用職員等の採用種別及び採用教科(科目)

採用種別	採用教科(科目)	備 考	採用予 定数
任期付採用職員 (小・中学校)	必要教科等	平成二十六年採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において、採用候補者名簿に登載されなかった者のうち成績優秀な者を任期付採用職員の候補者とします。	必要数
特任講師(小・中学校) (高等学校・特別支援学校)	必要教科等	平成二十六年採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において、採用候補者名簿に登載されず、任期付採用職員候補者とならなかった者のうち成績優秀な者を特任講師の候補者とします。特任講師は、臨時的任用の常勤講師として任用します。	必要数

五 特別選考

1 障がい者特別選考(中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭)

選考試験の実施に当たり、試験会場や試験の実施方法については、車椅子での移動、点字での受験、手話通訳者の配置等、障がいの種類や程度に応じた配慮をします。

- (一) 募集人員 六人程度
- (二) 志願区分、志願種別、志願教科(科目) 及び必要とする教員免許状

志願区分	志願種別	志願教科(科目)	必要とする教員免許状	採用予 定数
1 中学校教諭	本年度募集の全教科	本年度募集の全教科	「三 志願区分、志願種別、志願教科(科目) 及び必要とする教員免許状」の表によります。	約六人
2 高等学校教諭	本年度募集の全教科	本年度募集の全教科	必要とする教員免許状	定数

3 特別支援学校教諭

(三) 志願資格

「二 志願資格」に加えて次の全てに該当する者

- (1) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能なる者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が一級から六級までの者

(四) 志願に必要な書類等

第一次選考試験当日に身体障害者手帳を持参してください。

その他は、「八 志願に必要な書類等」に準じます。

(五) その他

他の志願種別との重複出願は、認めません。

選考試験の実施に当たり、配慮を必要とする場合は、その旨を「平成二十六年度岐阜県公立学校教員採用選考試験志願書」の「受験上配慮すべき身体上の障がいがあれば記入すること。」の欄に詳しく記述してください。

選考試験における具体的な配慮事項については、採用試験担当者が志願者と相談して決定します。

2 スポーツ特別選考(中学校保健体育教諭及び高等学校保健体育教諭)

(一) 募集人員 若干人

(二) 志願区分、志願種別、志願教科(科目) 及び必要とする教員免許状

「三 志願区分、志願種別、志願教科(科目) 及び必要とする教員免許状」の表によります。

(三) 志願資格

「二 志願資格」に該当し、かつ、スポーツの分野で高等学校卒業後に次のいずれかに該当する実績を有する者

- (1) 国際レベルの大会(オリンピック、世界選手権、アジア大会等) に日本代表として出場した者
- (2) 全国レベルの大会(日本選手権、国民体育大会、全日本学生選手権等) で、ベスト4以上の実績を有する者

(四) 志願に必要な書類等

志願書及び志願者調書の該当欄に成績等を具体的に記入してください。なお、

岐阜県ホームページから実績調書を印刷し、実績を証明する書類の写しとともに「八 志願に必要な書類等」提出時に併せて提出してください。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/kyoinsaiyo/juken-annai.html>)

(五) その他

他の志願種別との重複出願は、認めません。

3 多文化共生特別選考（小学校教諭及び中学校教諭）

(一) 募集人員 若干人

(二) 志願区分、志願種別、志願教科（科目）及び必要とする教員免許状

「三 志願区分、志願種別、志願教科（科目）及び必要とする教員免許状」の表によります。

(三) 志願資格

「二 志願資格」に該当し、かつ、児童生徒及び保護者に対して文化や生活習慣の違いを説明できる程度のポルトガル語又はタガログ語の語学力を有する者

(四) 志願に必要な書類等

「八 志願に必要な書類等」に準じます。

(五) その他

他の志願種別との重複出願は、認めません。

4 英語特別選考（高等学校英語教諭）

(一) 募集人員 若干人

(二) 志願区分、志願種別、志願教科（科目）及び必要とする教員免許状

「三 志願区分、志願種別、志願教科（科目）及び必要とする教員免許状」の表によります。

(三) 志願資格

「二 志願資格」に該当し、かつ、高度の英語表現能力を有し、次に掲げるいずれかの検定試験で基準を満たす成績を収めた者

(1) TOEIC（国際ビジネスコミュニケーション協会）八百六十点以上

(2) TOEFL（国際教育交換協議会）六百点以上（ただし、CBTについては二百五十点以上、iBTについては百点以上）

(3) 実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会）一級

(四) 志願に必要な書類等

志願書の該当欄に得点等を記入してください。なお、「八 志願に必要な書類等」提出時に成績を証明する書類の写しを提出してください。

(五) その他

他の志願種別との重複出願は、認めません。

5 情報特別選考（高等学校情報教諭）

(一) 募集人員 若干人

(二) 志願区分、志願種別、志願教科（科目）及び必要とする教員免許状

「三 志願区分、志願種別、志願教科（科目）及び必要とする教員免許状」の表によります。

(三) 志願資格

「二 志願資格」に該当し、かつ、経済産業省が行う基本情報技術者試験又は応用情報技術者試験に合格した者

(四) 志願に必要な書類等

志願書の該当欄に合格年月日等を記入してください。なお、「八 志願に必要な書類等」提出時に合格を証明する書類の写しを提出してください。

(五) その他

他の志願種別との重複出願は、認めません。

六 教員採用選考試験の免除等

1 任期付採用職員

(一) 岐阜県内の公立小中学校で任期付採用職員として勤務している者は、学校長及び市町村教育委員会の推薦に基づき、第一次選考試験を免除します。

(二) この免除を希望する者は、学校長に申し出てください。

2 特任講師

(一) 岐阜県内の公立小中学校で特任講師として勤務している者は、学校長及び市町村教育委員会の推薦に基づき、第一次選考試験を免除します。高等学校及び特別支援学校に特任講師として勤務している者は、学校長の推薦に基づき、第一次選考試験を免除します。

(二) この免除を希望する者は、学校長に申し出てください。

3 教職大学院に在学中の者

教職大学院に在学中の者で、平成二十五年度末に修了予定の者については、第一次選考試験を免除します。

4 スポーツ特別選考志願者
スポーツ特別選考の志願資格を満たす者は、第一次選考試験の筆記試験を免除し
ます。

5 情報特別選考志願者

情報特別選考の志願資格を満たす者は、第一次選考試験の筆記試験を免除します。
6 前年度第一次選考試験合格者（小学校教諭（特別支援学級・通級指導教室及び算
数・理科の志願者を除く）、中学校教諭、高等学校教諭又は特別支援学校教諭を志
願する者）

（一）平成二十五年度岐阜県公立学校教員採用選考試験において第一次選考試験に合
格し、第二次選考試験を受験した者で、平成二十五年四月から岐阜県内の公立学
校で常勤講師として勤務している者は、学校長の推薦に基づき、第一次選考試験
の筆記試験を免除します。ただし、前年度第一次選考試験に合格した志願種別及
び志願教科（科目）と同じ志願種別及び志願教科（科目）に限り、

（二）この免除を希望する者は、学校長に申し出てください。

7 現職教諭（小学校教諭（特別支援学級・通級指導教室及び算数・理科の志願者を
除く）、中学校教諭、養護教諭又は栄養教諭を志願する者）

（一）他の都道府県の国立大学法人が設置する学校又は公立学校に勤務している小学
校教諭、中学校教諭、養護教諭又は栄養教諭で、平成二十六年三月三十一日現在
で三年以上の経験を有する者（休職、育児休業等の期間は除く。）は、第一次選
考試験の筆記試験を論文試験に代えることができます。

（二）この免除を希望する者は、該当となる職歴を証明する書類（任命権者による証
明がなされたものであれば、様式は問いません。）を添付してください。

8 現職教諭（高等学校教諭又は特別支援学校教諭を志願する者）

（一）他の都道府県の国立大学法人が設置する学校又は公立学校に勤務している高等
学校教諭又は特別支援学校教諭で、平成二十六年三月三十一日現在で三年以上の
経験を有する者（休職、育児休業等の期間は除く。）は、第一次選考試験の筆記
試験のうち、教職教養の問題の受験が免除されます。なお、この免除が認められ
た者は、一般の志願者が教職教養、教科専門の問題を合わせて七十五分で解答す
るのに対し、教科専門の問題のみを六十分で解答することになります。

（二）この免除を希望する者は、該当となる職歴を証明する書類（任命権者による証
明がなされたものであれば、様式は問いません。）を添付してください。

9 前年度から常勤講師として勤務している者で小学校教諭又は中学校教諭を志願す
る者

（一）平成二十四年度に一年間、岐阜県内の公立学校で常勤講師として勤務し、平成
二十五年四月から岐阜県内の公立学校で常勤講師として勤務している者は、学校
長の推薦に基づき、第一次選考試験の筆記試験を論文試験に代えることができま
す。

（二）論文試験での受験を希望する者は、学校長に申し出てください。

10 前年度から常勤講師として勤務している者で高等学校教諭又は特別支援学校教諭
を志願する者

（一）平成二十四年度に一年間、岐阜県内の公立学校で常勤講師として勤務し、平成
二十五年四月から岐阜県内の公立学校で常勤講師として勤務している者は、学校
長の推薦に基づき、第一次選考試験の筆記試験のうち、教職教養の問題の受験が
免除されます。なお、この免除が認められた者は、一般の志願者が教職教養、教
科専門の問題を合わせて七十五分で解答するのに対し、教科専門の問題のみを六
十分で解答することになります。

（二）この免除を希望する者は、学校長に申し出てください。

注 免除等については、二つ以上を併せて申請することができません。また、「英
語特別選考」及び「多文化共生特別選考」と併せて申請することもできません。
加えて、「小学校教諭 特別支援学級・通級指導教室」及び「小学校教諭 算数・
理科」には、「六 教員採用選考試験の免除等」が適用されません。

七 特別選考、免除等の認定

1 出願書類を審査した結果、特別選考への志願又は免除等の申請が相当と認められ
た者は、その旨を記載した受験票等の発送をもって通知します。

2 出願書類を審査した結果、特別選考への志願又は免除等の申請が相当と認められ
なかつた者は、その旨を記載した受験票等の発送をもって通知するとともに、一般
の志願者として受け付けます。

3 記載事項が事実と相違する場合は、採用内定後においても採用を取り消すことが
あります。また、六の3について、教職大学院を平成二十五年末に修了できなかつ
た場合は、採用内定後においても採用を取り消します。

八 志願に必要な書類等

1 平成二十六年度岐阜県公立学校教員採用選考試験志願書（所定用紙）

- 2 志願者調書(所定用紙)二部
- 3 受験票(所定用紙に五十円切手を貼ったもの)
- 4 返信用封筒(各特別選考へ志願する者及び免除等の申請をする者)
- 5 その他必要となる書類(各特別選考へ志願する者及び免除等の申請をする者)

九 申込先及び受付期間

- 1 申込先
(郵便番号五〇〇 八五七一) 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県庁
岐阜県教育委員会事務局教職員課

2 受付期間

平成二十五年五月二十三日(木)から五月三十一日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時までとします。郵送の場合は、五月二十九日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

十 選考試験の日時、場所及び方法

1 第一次選考試験

筆記試験及び面接試験を行います。

なお、特別支援学級・通級指導教室(小学校教諭)及び算数・理科(小学校教諭)については、筆記試験問題にそれぞれ特別支援教育、算数又は理科に関する問題が加わります。また、多文化共生特別選考(小学校教諭、中学校教諭)については、面接試験の一部をポルトガル語又はタガログ語で行います。英語特別選考(高等学校英語教諭)については、筆記試験に代えて英語によるスピーチ及びディスカッションを行います。また、六の7及びび9による代替が認められた者については、筆記試験に代えて論文試験を行います。

(一) 日時及び場所

筆記試験、面接試験ともに平成二十五年七月二十日(土)の午前八時十五分から岐阜市において行います。

(二) 方法

- (1) 筆記試験
教職教養及び教科専門の試験を行います。
 - (2) 面接試験
集団面接試験を行います。
- 2 第二次選考試験

第一次選考試験の結果により、第二次選考試験の対象となった者について適性検査、論文試験、記述試験及び実技試験(いずれも平成二十五年八月十九日(月)実施)並びに個人面接試験及び集団討議試験(八月二十日(火)、二十一日(水)又は二十二日(木)のいずれか一日で実施)を各務原市又は岐阜市において行います。また、中学校保健体育教諭志願者については、八月十九日の実技試験の中で水泳実技を行います。

なお、小学校教諭志願者については音楽、図工及び体育の実技試験を、中学校教諭志願者についてはそれぞれの教科に関する実技試験を、高等学校教諭志願者のうち保健体育、音楽、美術、家庭、英語を志願した者についてはそれぞれの教科に関する実技試験を、高等学校教諭志願者のうち国語、地理歴史、数学、理科、福祉、農業、工業、商業、情報を志願した者についてはそれぞれの教科に関する記述試験を、養護教諭志願者については保健室における保健指導等の実技試験を、栄養教諭志願者については給食管理・食に関する指導等の実技試験を行います。

3 健康診断

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果により、健康診断を行います。

十一 採用及び配置

- 1 第一次選考試験、第二次選考試験及び書類を総合的に審査した結果に基づき平成二十六年度岐阜県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)を作成し、名簿への登載の有無について本人宛て通知します。
- 2 名簿の有効期間は、平成二十七年三月三十一日までとします。ただし、志願資格を欠く場合は、名簿から削除します。また、名簿登載者のうち、大学院へ進学する者については、申請に基づき名簿登載期間を最長平成二十九年三月三十一日までとすることができます。
- 3 名簿登載者とならなかった者から補欠者を決定することがあり、名簿登載者に欠員が生じた場合に補欠者を名簿登載者とする場合があります。補欠者の有無の決定は、第二次選考試験の結果通知と併せて行い、補欠者を名簿へ登載する場合は、対象者に個別に通知します。
- 4 採用後、一校目の配置については受験した校種に配置することを原則としますが、他の校種に配置することもあります。二校目以降は、受験した校種以外にも計画的に配置します。

十二 選考結果の情報提供について

平成二十六年年度岐阜県公立学校教員採用選考試験について、第一次選考試験及び第二次選考試験において不合格となった受験者に対して、選考結果通知とともに情報提供を行います。提供する情報は、不合格となった者の中での総合ランクで、上位から五区分したランク表示で行います。

十三 その他

1 岐阜県の公立学校教諭で、異なる志願区分の学校の教諭を志願する者も、選考試験を受ける必要があります。

2 この選考試験の実施についての細目は、「平成二十六年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験実施要項」によります。

3 「平成二十六年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験実施要項」の請求先

(郵便番号五〇〇 八五七一) 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県庁

岐阜県教育委員会事務局教職員課

郵便で請求する場合は封筒の表に「募集要項請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号封筒を必ず同封してください。

なお、インターネット上に掲載するPDFファイルを利用することもできます。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/kyoinsaiyo/juken-annai.html>)

平成二十五年五月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社